



土田会計事務所より耳よりミニ情報！

平成 26 年度税制改正の注目制度

平成 26 年 7 月

民間投資を活性化、産業の新陳代謝の促進を目的として生産性向上設備投資促進税制が創設されました。こちらの制度を利用すると、設備投資直後の税負担を軽減させながら将来への備えをすることができます。適用条件を確認しながら有効な設備投資計画を立ててみてはいかがでしょうか。

特別償却又は税額控除の選択

- ① 平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得等
全額即時償却又は 5%の税額控除(建物、構築物は 3%の税額控除)
- ② 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等
50%の特別償却又は 4%の税額控除(建物、構築物は 25%の特別償却又は 2%の税額控除)

※ただし①、②とも税額控除の場合は当期の法人税額の 20%が上限です

対象設備

A 類型：先端設備

「機械装置」(取得価格 160 万円以上)及び一定の「工具、器具備品、建物、建物附属設備」(取得価格 120 万円以上)一定の「ソフトウェア」(70 万円以上)のうち、次の①、②のいずれも満たすもの。

- ① 最新モデル
- ② 生産性向上 (年平均 1%以上)

B 類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」(取得価額要件は A 類型と同じ)のうち、次の要件を満たすもの。

- ① 投資計画における投資利益率が年平均 15% 以上 (中小企業者等は 5%以上)

(経済産業省で投資計画書作成の手引きが例示されております)

A 類型で税制の適用を受ける際は、販売元より①、②の条件を満たした先端設備である証明書の発行を受けてください

B 類型で税制の適用を受ける際は、事業者が策定した投資計画について、税理士・公認会計士が事前確認書を発行し、事業者が経済産業局へ確認書発行申請してください。対象設備を購入前に経済産業局から確認書の発行を受ける必要があります。詳しくは経済産業省のHPご確認ください。

中小企業向けの上乗せ措置

中小企業者の場合、別の制度として中小企業投資促進税制も拡充されました。平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までに機械装置、一定の工具器具備品、ソフトウェアを取得した場合、上記の A 類型 B 類型に該当すれば以下の措置を受けることができます。

資本金 3 千万円以下・・・即時償却又は 10%の税額控除

資本金 3 千万円超 1 億円以下・・・即時償却又は 7%の税額控除

※ただし税額控除の場合は当期の法人税額の 20%が上限です

生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制の上乗せ措置双方に該当する設備投資を行う際は、選択適用になりますが、中小企業投資促進税制の方が以下の理由で有利になると思われま

- ① 税額控除が大きいこと
- ② 対象期間すべてで即時償却を選択できること
- ③ 税額控除の場合、控除しきれない税額は 1 年だけ繰り越すことができること

税額控除と即時償却どちらがいいの？

即時償却の最大のメリットは購入した期に全額費用となることです。黒字決算の場合、即時償却による償却費が計上されることで、法人税の支払いを抑えることができます。また翌期以降に大きな利益計画があるなら、即時償却をして費用を前倒して計上しておくこともできます。税額控除のメリットは節税になります。償却費も適正に期間按分されますので会計上も適正な期間損益がわかります。デメリットは赤字決算では効果がないことです。

現在から将来にかけての利益計画や資金繰りを見て有利な方を選択することが望ましいと思います。

※生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制の即時償却の適用を受けるためにはご紹介しきれなかった細かい要件が他にもございます。詳しい内容は土田会計事務所までお問い合わせください

土田会計事務所

担当：上原昭彦

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

TEL 03-3981-0328

